

小値賀町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集実施要領

小値賀町及び小値賀町農業委員会では、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行）に基づき、現農業委員の令和5年7月19日での任期満了に伴う、次期の農業委員の推薦及び募集を行います。また、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を併せて行います。

つきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となる推薦及び募集手続き等について、下記の要領により実施致します。

記

1. 業務内容

1) 農業委員

身分	地方公務員法第3条第3項第1号に規定する非常勤の特別職
職務内容	・ 農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議 （毎月1回の定例会出席） ・ 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び指導業務 ・ 農地利用最適化推進指針の作成・変更 ・ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加
報酬	会長（基本給）年額173,000円 （能率給）予算の範囲内で町長が定める額 委員（基本給）年額143,000円 （能率給）予算の範囲内で町長が定める額 （「小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例」に基づき支給）

2) 農地利用最適化推進委員

身分	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職
職務内容	・ 農地の権利移動や転用等に係る調査（毎月1回の定例会出席） ・ 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び指導業務 ・ 農地利用最適化推進指針の作成・変更 ・ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加
報酬	（基本給）年額 143,000円 （能率給）予算の範囲内で町長が定める額 （「小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例」に基づき支給）

2. 任用期間

1) 農業委員 3年（令和5年7月20日～令和8年7月19日）

2) 農地利用最適化推進委員 就任の日から農業委員の任期満了の日まで

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、次に掲げる者であって、また、3) 共通条件事項の要件にいずれにも該当する者であること。なお、4) 欠格事項のいずれかに該当する者は、委員及び推進委員となることはできない。

1) 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

2) 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。

3) 共通条件事項（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

- ・ 町が設置する他の附属機関等の委員の職にある者については、兼職を禁じられていない者
- ・ 町の職員でない者

4) 欠格条項（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

- ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 推薦及び募集を行う人数

1) 農業委員 14名

2) 農地利用最適化推進委員 4名

地域名	その地域の地区名	定数
前方地域	唐見崎、前方後目、相津、木場、牛渡	1名
浜津地域	浜津	1名
柳地域	柳	1名
笛吹地域	笛吹、中村、斑島、大浦、大島、納島	1名

注：推薦及び応募において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできるが、委員と推進委員を兼任することはできない。

5. 推薦及び募集を行う期間

令和5年3月1日 から 令和5年3月31日 まで （31日間）

6. 推薦及び募集に係る手続き

1) 推薦による手続き

- ① 農業者からの推薦にあたっては、当該農業者等の代表が文書をもって推薦するものとする。
- ② 団体等からの推薦にあたっては、当該団体等の代表者が文書をもって推薦するものとする。
- ③ 推薦する文書には、次の事項を記載するものとする。
 - ・ 推薦をする者の代表者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
 - ・ 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、

- 構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ・ 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
 - ・ 推薦の理由
 - ・ 推薦をする者が、推薦を受ける者について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別
 - ・ 農業委員の推薦にあつては、推薦を受ける者が認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別（注：農業委員のみ記載する。）
 - ・ 農地利用最適化推進委員の推薦にあつては、4. 2) で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において推薦をする地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ記載する。）

④推薦をする者の代表者及び団体等は、各委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、各委員候補者推薦届出書（様式第1号）により、農業委員にあつては小値賀町長宛に、また、農地利用最適化推進委員にあつては農業委員会宛に提出するものとする。

2) 応募による手続き

①一般募集に応募する者は、次の事項を記載するものとする。

- ・ 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・ 応募の理由
- ・ 応募する者が、農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別
- ・ 農業委員の応募にあつては、応募する者が認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別（注：農業委員のみ記載する。）
- ・ 農地利用最適化推進委員の応募にあつては、4. 2) で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において応募をする地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ記載する。）

②応募する者は、各委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、各委員候補者応募届出書（様式第2号）により、農業委員にあつては小値賀町長宛に、また、農地利用最適化推進委員にあつては農業委員会宛に提出するものとする。

7. 推薦及び募集に係る書類の提出

推薦をする者の代表者及び団体等並びに一般募集に応募する者は、「推薦及び応募に係る手続き」による必要事項を記載したうえで、指定した文書に係る書類を添えて、町に提出するものとする。

1) 提出方法

書類は封入のうえ、封筒の表に「農業委員公募」又は「農地利用最適化推進委員公募」と朱書し、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による提出は、募集期限までに町に必着するものとする。

2) 提出場所及び問い合わせ先

農業委員 : 小値賀町産業振興課農林係
農地利用最適化推進委員 : 小値賀町農業委員会
〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1
TEL : 0959-56-3111 (内線 38) FAX : 0959-56-4185

8. 推薦及び募集状況の公表

推薦及び応募の状況及び結果について、町ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募にかかる書類をもとに次のとおり公表する。

1) 推薦及び募集状況の公表

- ・中間報告 : 令和5年3月16日(木)
- ・最終報告公表 : 令和5年4月3日(月)

2) 公表する事項

- ・推薦をする者の住所又は推薦をする法人・団体等の所在地以外の法令に規定された事項
- ・推薦を受けた者及び応募した者の住所以外の法令に規定された事項
- ・推薦を受けた者の数及び応募した者の数うち認定農業者等の数

9. 選考方法

1) 農業委員

候補者について、その数が委員の定数を超えた場合やその他必要と認める場合は、小値賀町農業委員候補者評価委員会設置要綱に基づく小値賀町農業委員候補者評価委員会において、その評価にかかる意見を求めたうえで、提出された書類をもとに選考する。

結果については、令和5年6月定例町議会で承認を得たのち、7月上旬に町ホームページ等により公表する。なお、結果にかかる通知文書等の発出は行わない。

2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会の総会において、提出された書類をもとに選考する。

結果については、新たな農業委員による総会での決定によることから、7月下旬に町ホームページ等により公表する。

10. その他の注意事項

- 1) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しない。
- 2) 推薦届出書及び応募届書の提出は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となるためのもので、委員及び推進委員となることが決定されたものではない。
- 3) 推薦及び応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担とする。
- 4) 推薦及び応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、町農業委員会事務局で入手すること。